

スペイン特許商標庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 E S. I
国内段階移行請求書	附属書 E S. II
委 任 状	附属書 E S. III
譲渡証書	附属書 E S. IV

略語のリスト

国内官庁：	スペイン特許商標庁
S P L：	特許に関する2015年7月24日の法律No. 24/2015
S R D：	2017年3月31日の王令316/2017

指定官庁 E S	スペイン特許商標庁			概要 E S
国内段階に入るための要件の概要				
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 P C T第39条(1) (a)に基づく期間：優先日から30か月			
国内官庁は権利回復を認めるか （P C T規則49.6） ¹ ？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める。 回復請求には期間徒過の理由陳述書の添付が要求され，理由陳述書を裏付ける宣言書又はその他の証拠の添付が望ましい。			
権利回復手数料	－ 電子形式での支払 EUR 301 － 現金での支払 EUR 501			
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	スペイン語			
要求される翻訳文 ²	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの・補正されたものの双方，及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には，最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）			
特別な状況において国際出願の写しが必要とされるか？	要求されない			
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか ³ ？	カラー図面を認める			
国内手数料	通貨：ユーロ（EUR）			
		オンライン	紙形式	
	特許及び実用新案 出願手数料	EUR	87.03	102.39

[次頁に続く]

- 1 S P L第53条：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=B0E-A-2015-8328>
様式：<https://www.oepm.es/es/herramientas/Formularios/formularios-de-invenciones/solicitud-internacional-PCT/restablecimiento-de-derechos/>
- 2 優先日から30か月以内に提出する。期間内に提出しない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 3 S R D附属書：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=B0E-A-2017-3550>

E S	スペイン特許商標庁（続き）	E S
国内手数料の免除，減額又は払戻し	スペインの公立大学及び起業家には手数料の減額が適用される。詳細情報は次のInvention Feesを参照されたい。 https://www.oepm.es/en/tasas-y-precios-publicos/tasas-de-invinciones/ スペイン特許商標庁が国際調査機関であった場合には手数料の払戻しが適用される。詳細情報は調査報告手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針を参照されたい。 調査報告手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針は次を参照されたい。 https://www.oepm.es/export/sites/portal/comun/documentos_relacionados/PDF/2019_03_06_Reembolso_Tasas_IET_Resolucion.pdf	
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ⁴	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名⁵ 出願人が異なる場合には，優先権の譲渡証書^{5,6} 国際出願日後に出願人が変更された場合には，国際出願の譲渡証書 出願人がスペイン又は欧州連合の他の加盟国に居住していない場合には，代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に備え付けのリストに氏名が掲載されている弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に満たされない場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがP C T規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

6 出願人が国内段階移行様式を使用する場合，この様式には出願人が先の出願の優先権を主張する資格に関する陳述（国内段階移行様式のBox 6（附属書E S. II）参照）が含まれているので，これに関する譲渡証書を提出する必要はない。

国内段階の手続

ES. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための様式を用意しており（附属書ES. II 参照）、この様式を使用することが強く推奨される。

ES. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

SPL Art. 184

ES. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書ES. I に概説されている。

SPL Art. 175

ES. 04 代理人の選任

SRD Art. 108

出願人がスペイン又は欧州連合の加盟国に居住していない場合には、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。ただし、出願時の願書に表示されていなかった代理人が選任された又は書類を提出した時点、又は譲渡証の提出、特許出願人若しくは特許権者の名義変更、特許若しくは実用新案のライセンス、取下げ、限定、取消、異議の手続時に、その代理人が行動する資格に関して合理的な疑義がある場合を除き、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出は要求されない。見本は附属書ES. III に示されている。

SPL Art. 184

ES. 05 年 金

185

特許付与後、特許権の効力を維持するためには年金を支払わなければならない。産業財産権公報（Industrial Property Bulletin）に特許付与の旨を公告した後3箇月以内に、国際出願日から3年目及び特許付与の時点で経過しているその後の各年について支払わなければならない。その次に続く年金については支払期日後、すなわち国際出願日の各年の応当日が属する月の終了後3箇月以内に支払わなければならない。この期日後3箇月以内であれば25%の割増料と共に、又は期日後6箇月内であれば50%の割増料と共に支払うことができる。この6箇月が経過した場合であっても、次の年金の期日前に50%の割増料及び是正手数料を支払うことにより、特許権の効力を維持することができる。年金の額は、附属書ES. I に示されている。

SRD Art. 101

ES. 06 譲渡証

国際出願の出願人と異なる出願人が出願した先の出願の優先権を出願人が主張する場合には、譲渡証（1件又は複数件）を提出しなければならない。詳細については、附属書ES. III 中の譲渡証の見本（公式の様式ではない）を参照されたい。認証は要求されない。期間については概要参照。出願人が発明者でない場合には、発明者を表示し、出願人が特許に関する権利を取得した方法を示せば十分である。出願人が国内段階移行様式を使用する場合、この様式には出願人が先の出願の優先権を主張する資格に関する陳述（国内段階移行様式のBox 6（附属書ES. II）参照）が含まれているので、これに関する譲渡証書を提出する必要はない。

SPL Art. 48

ES. 07 出願の補正

SRD Art. 101.2(e)

PCT Art. 28

41

出願人は法律の規定に従い特許が付与される前であれば、国際出願の出願時の開示範囲を超えないことを条件として、請求の範囲、明細書、図面を補正又は訂正することができる。補正を請求する場合には、附属書ES. I に示す修正手数料の支払が条件とされる。

SPL Art.	44	ES. 08 P C T 第25条の規定に基づく検査
	54	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定を工業所有権公報に公告した日から1箇月以内に、当該決定に対して審判を請求することができる。前記1箇月の期間内に、審判手数料を支払わなければならない（額は附属書ES. I を参照）。国内官庁が前記決定を維持した場合には、管轄裁判所に行政訴訟を提起することができる。
PCT Art.	25	
PCT Rule	51	
SPL Art.	44	ES. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
	53	出願人が、国際段階における又は国内官庁に対する期間を遵守することができなかった場合、権利の回復を請求することができる。回復の請求は国内官庁に書面で行い、遵守されなかった手続を完了させなければならない。請求書には請求の根拠となる理由を記載し、関係する事実を述べなければならない。国内官庁が権利の回復を拒否した場合、国内官庁の最終決定を産業財産権公報に公告した後1箇月以内に行政訴訟を提起することができる。ただし、一部の事項については権利の回復の対象外となる。期間の経過前に期間延長を請求した場合、国内官庁はその期間の半分まで延長できる。土曜日が期限となる手続は、土曜日の後の最初の業務日までに行えば、期間を遵守したものとみなされる。
	54	
SRD Art.	69	
PCT Art.	24(2)	
	48(2)	
SPL Art.	141	ES. 10 実用新案
PCT Art.	4(3), 43	出願人がスペインにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、出願人は第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、望ましくは願書様式の対応する欄において、国内官庁にその旨を表示する。
PCT Rule	49bis.1(a),(b)	
	76.5	
SRD Art.	58	ES. 11 国内段階の要件については基本的に特許の場合と同じである。
PCT Art.	7(2)(ii)	ES. 12 国際出願に図面が含まれていない場合、出願人はP C T 第22条又は第39条(1)の規定に基づいて適用される期間内に図面を提出しなければならない。出願人が前記期間内に図面を提出しない場合、国内官庁は出願人に対し、通知に定めた期間内に図面を提出するよう求める。国際出願を実用新案出願に変更する場合には（次項参照）、変更請求に伴い図面を提出しなければならない。
PCT Rule	7.2	
SPL Art.	51	ES. 13 出願変更
SRD Art.	46	特許についての国際出願は、出願人が、概要に示す特許出願についての国内段階移行の要件を満たした後に、実用新案出願に変更することができる。変更する場合には、附属書ES. I に示された変更手数料の支払が条件となり、特許出願の実体審査が終了するまで請求することができる。
SRD Art.	46	ES. 14 実用新案についての国際出願は、出願人が、概要に示す実用新案出願についての国内段階移行の要件を満たした後に、特許出願に変更することができる。変更する場合には、附属書ES. I に示された変更手数料の支払が条件となり、実用新案が付与されるまで請求することができる。

手 数 料¹

(通貨：ユーロ)

特許及び実用新案の国内手数料	オンライン	紙形式
－出願手数料	87.03	102.39
変更手数料	8.94	10.50
補正手数料	20.11	23.65
先行技術報告書請求 ²	593.65	698.42
審査請求 ³	337.96	397.61
年 金：		
－国際出願日から起算して第3年度		18.85
－国際出願日から起算して第4年度		23.52
－国際出願日から起算して第5年度		45.00
－国際出願日から起算して第6年度		66.41
－国際出願日から起算して第7年度		109.63
－国際出願日から起算して第8年度		136.47
－国際出願日から起算して第9年度		171.26
－国際出願日から起算して第10年度		220.40
－国際出願日から起算して第11年度		276.27
－国際出願日から起算して第12年度		324.37
－国際出願日から起算して第13年度		372.39
－国際出願日から起算して第14年度		420.86
－国際出願日から起算して第15年度		449.45
－国際出願日から起算して第16年度		468.07
－国際出願日から起算して第17年度から第20年度、各年		499.85
年金の是正手数料		102.01
審判手数料	76.39	89.86
権利回復請求	91.35	107.46

1 詳細情報は次の Invention fees を参照。 <https://www.oepm.es/en/tasas-y-precios-publicos/tasas-de-invenciones/>

2 国内官庁が国際調査報告から有益を受ける場合、この手数料は先の調査から国内官庁が受ける有益の程度に応じて払戻し又は減額を受けることができる。詳細は次を参照されたい。

－SPL第183.2条：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2015-8328>

－調査手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針：

https://www.oepm.es/export/sites/portal/comun/documentos_relacionados/PDF/2019_03_06_Reembolso_Tasas_IET_Resolucion.pdf

3 国内官庁が国際予備審査報告から有益を受ける場合、この手数料は先の調査から国内官庁が受ける有益の程度に応じて払戻し又は減額を受けることができる。詳細は次を参照されたい。

－SPL第183.2条：<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2015-8328>

－調査手数料及び実体審査手数料の払戻しに関する指針：

https://www.oepm.es/export/sites/portal/comun/documentos_relacionados/PDF/2019_03_06_Reembolso_Tasas_IET_Resolucion.pdf

手数料の支払方法

手数料は電子手段又は現金での支払が認められる。すべての支払はユーロ建で行い、判明していれば出願番号、出願人の氏名若しくは名称、支払う手数料の種類を表示しなければならない。

詳細情報は次の手数料支払用の Forms を参照されたい。

<https://www.oepm.es/en/formas-de-pago/Pago-de-tasas/index.html>

様式（附属書ES. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 ES. II 国内段階移行請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_es.pdf

附属書 ES. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_es.pdf

附属書 ES. IV 譲渡証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_es.pdf